西播磨水道企業団のインボイス制度への対応について

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されます。消費税の仕入税額控除のためには適格請求書(インボイス)の保存が必要となり、事業者がインボイスの交付を行うには「適格請求書発行事業者」としての登録が必要となります。

インボイス制度における適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ

西播磨水道企業団では「適格請求書発行事業者」の登録を行いましたので、お知らせします。

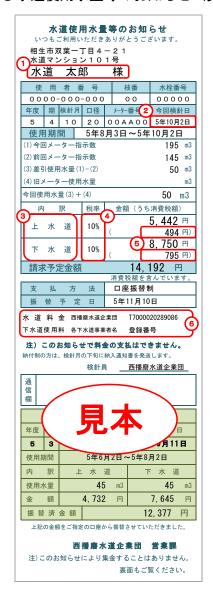
【西播磨水道企業団】 T7000020289086



水道料金等のインボイス制度への対応について

西播磨水道企業団では、令和5年10月の水道検針分から『水道使用水量等のお知らせ』、『納入通知書兼領収書』を適格請求書(インボイス)として発行します。 インボイスとして発行する書類は、次のとおりです。

●水道使用水量等のお知らせ(見本)



●納入通知書兼領収書(見本)



- ① 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- 3 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- 4 課税資産の譲渡等の適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

『水道使用水量等のお知らせ』の見方の詳細はこちら



▶(西播磨水道企業団ホームページ)<u>水道使用水量等のお知らせについ</u>て[∭]

西播磨水道企業団への請求について

●インボイス発行事業者のみなさまへ

西播磨水道企業団に対して請求書等を提出される場合は、インボイス制度の要件を満たす適格請求書(インボイス)を交付していただきますようお願いします。

●インボイス発行事業者への登録のお願い

適格請求書(インボイス)を交付できるのは、納税地を所轄する税務署長に登録申請を行い、インボイス発行事業者として登録を受けた事業者に限られます。インボイス発行事業者への登録申請にご協力ください。

なお、登録申請の検討にあたっては、国税庁等のホームページやリーフレット等をご確認ください。

